

策定しました

第8期 知多北部広域連合 介護保険事業計画 (令和3～5年度)

65歳以上の第1号被保険者の皆さんに納めて
いただく介護保険料を改定しました。

●介護保険料が年金から天引きされている方

前半の保険料を、2月分に天引きした額と同額で天引きします。10月からの本徴収分の通知は「令和3年度保険料額決定通知書」を7月に発送します。ただし、前半と後半の保険料に大きな差が生じる可能性のある方は、6月と8月の金額を調整し、平準化する場合があります。該当の方には4月中旬に変更通知書を発送します。

●新たに65歳になった方、町内に転入された方で日本年金機構、共済組合などから知多北部広域連合に連絡があつた方

年金からの天引き(特別徴収)に切り替えますので、該当の方にはその都度通知します。

令和3～5年度の介護保険料

所得段階	対象	年額保険料
1	・生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額が80万円以下の方	自己負担19,900円 公費負担 9,900円
2	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	自己負担 33,100円 公費負担 10,000円
3	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方	自己負担 46,400円 公費負担 3,300円
4	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	59,700円
5	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える方	66,300円
6	120万円未満の方	79,600円
7	120万円以上210万円未満の方	86,300円
8	210万円以上320万円未満の方	99,500円
9	320万円以上400万円未満の方	112,800円
10	400万円以上600万円未満の方	119,500円
11	600万円以上800万円未満の方	126,100円
12	800万円以上1,000万円未満の方	129,400円
13	1,000万円以上の方	132,700円

知多北部広域連合ホームページまたは役場ふくし課「第8期知多北部広域連合介護保険事業計画(概要版)」でも確認できます。

●問い合わせ 知多北部広域連合 事業課 ☎052-689-2261



知多北部広域連合
ホームページ